

食 衛 第 3 6 4 号

平成30年6月13日

照射食品反対連絡会 代表世話人 里見宏 様

北海道知事 高橋 はるみ



弁明書の送付及び反論書の提出について

あなたが平成30年5月29日付けで行った北海道情報公開条例に基づく公文書非開示決定処分についての審査請求について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書（副本）を送付します。

また、行政不服審査法第9条第3項の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出する場合には平成30年6月27日までに提出してください。

（保健福祉部健康安全局食品衛生課食品安全グループ）

平成30年6月13日

1 審査請求に係る処分

平成30年5月14日付け十保生第232号で行った公文書非開示決定処分

2 対象公文書の内容

士幌町農業協同組合のばれいしょ照射施設における、2006年から2016年までの放射線照射ばれいしょの生産量、出荷量及び用途別内訳

3 非開示理由

北海道情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第1項第2号に該当。

法人の営業上又は内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため。

4 審査請求の理由に対する反論

(1) 審査請求人は、照射食品には発がん性等の疑いのある物質の生成が報告されており、その生産状況について消費者は憲法で保障された知る権利を有するとしている。

しかしながら、当該施設におけるばれいしょへの放射線照射は発芽防止を目的として、食品衛生法第52条に基づく営業許可を受けた施設で同法第11条に基づく規格基準を遵守し適切に実施されていることから、審査請求人の主張を認容することができない。

(2) 審査請求人は、照射ばれいしょの生産は農林省（当時）の補助事業として開始されたもので、一私企業の情報とはいえないとしている。

しかしながら、行政機関の補助事業で開始されたものであったとしても、当該施設は一私企業の施設であり、その生産量、出荷量等を公開することは、当該事業者の競争上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため、条例第10条第1項第2号に規定する非開示情報に該当する。

(3) 審査請求人は、照射ばれいしょの製造は国内では当該施設以外では行っておらず、競争上の問題は存在しないとしている。

しかしながら、当該施設の照射ばれいしょ生産量や出荷量等を公開することは、照射を行っていないばれいしょの生産事業者等との間で競争上の地位が不当に損なわれると認められるものであるため、条例第10条第1項第2号に規定する非開示情報に該当する。

(4) 審査請求人は、過去に衆議院議員から提出された質問主意書に対して、政府が年度ごとの照射ばれいしょの生産量を回答していることを理由に同情報を開示するよう求めている。

しかしながら、国会議員の質問主意書に対する政府答弁と公文書開示請求に対する自治体の開示決定は、条例等の関係規則及びその解釈運用等において考慮すべき事情等が異なり、一律な対応とはなり得ないことから、審査請求人の主張を認容することができない。

以上のとおり、審査請求人の主張には理由がないものである。

北海道保健福祉部健康安全局
食品衛生課食品安全グループ
連絡先 011-231-4111
(内線 25-912)